

星野病院介護医療院 重要事項説明書

(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 事業者の概要

施設名	星野病院介護医療院
開設年月日	2021 年 10 月 1 日
所在地	愛知県新城市大野字上野 70 番地 3
管理者氏名	院長 星野順一郎
電話番号	0536-32-1515
FAX 番号	0536-32-1516
事業者指定番号	23B4000013

2. 介護医療院の目的と運営方針

・施設の目的

要介護者に対して、長期療養のための適正な医療と日常生活上の支援を一体的に提供することを目的とする。

・運営方針

- 療養を必要とする要介護者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。
- 居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスに努める。

3. 設備の概要

定員		35 名	
療養室	2 人部屋	2 室	1 室 18.05 m ²
	3 人部屋	1 室	27.29 m ²
	4 人部屋	7 室	1 室 29.66 m ² ～32.90 m ²
機能訓練室		1 室	140.76 m ²
食堂兼談話室		2 か所	61 m ² 、29 m ²
談話室		1 か所	20.52 m ²
浴室		1 か所	24.75 m ²
非常災害設備等		全館スプリンクラー、火災通報装置、太陽光発電システム、非常用予備発電装置、消火栓、消火器など	

4. 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	夜間
管理者（医師）	2	8	1
薬剤師	1		
介護支援専門員	1		
看護職員	7	2	1
介護職員	9	3	1
理学療法士	2	1	
作業療法士	1		
管理栄養士	1		

5. 施設サービスの内容

- ①施設サービス計画の立案
- ②医学的管理、治療および看護
- ③食事
- ④入浴（週 2 回以上：身体の状態に応じて対応いたします）
- ⑤介護
- ⑥機能訓練（日常生活機能の回復、または低下を防止するための訓練です）
- ⑦感染症対策体制の徹底
- ⑧介護事故発生の防止
- ⑨褥瘡の防止
- ⑩相談援助サービス
- ⑪その他

※これらのサービスの中には基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6. 利用料金

施設利用料（介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。）

(1)サービス料金

※7 級地は 1 単位 10.14 円になります。

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス費	786 単位	883 単位	1,092 単位	1,181 単位	1,261 単位

(2)加算について

加算・減算等名	概要	加算・減算点数
初期加算	入所した日から起算して 30 日以内の期間について加算する	30 単位／日 入所日から 30 日以内の期間
外泊時費用	居宅における外泊をした場合 ※外泊の初日及び最終日は除く	362 単位／日 1 ヶ月に 6 日まで
栄養マネジメント 強化加算	入所者様の栄養状態をアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントを行う	11 単位／日
療養食加算	管理栄養士により入所者様へ適切な栄養量及び内容の食事の提供・管理を行う	6 単位／回 1 日 3 回を限度
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	介護職員における介護福祉士の配置加算	22 単位／日
夜間勤務等看護加算 (Ⅳ)	夜間における看護・介護職員の配置加算	7 単位／日
介護職員等 処遇改善加算(Ⅰイ)	介護職員等の処遇改善を図る加算として	月額総単位数に対し 62/1000 を加算
新興感染症等 施設療養費	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、診療等を行う医療機関を確保し適切な感染対策を行う	240 単位／日
退所時指導加算	入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合に退所後の療養上の指導を行う	400 単位／回
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して入所者を紹介する場合に、当該入所者の情報を提供する	500 単位／回
退所時情報提供加算 (Ⅱ)	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際に、当該入所者等の情報を提供する	250 単位／回
協力医療機関 連携加算	協力医療機関との間で、病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催する	50 単位／月

特別診療費

※1 単位 10 円になります。

感染対策指導管理	感染対策委員会を設置し、施設全体で感染対策を行う。	6 単位／日
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	褥瘡対策委員会を設置し、施設全体で褥瘡対策を行い日常の自立度が B 以上の方が対象	6 単位／日
理学療法(Ⅰ)	入所者様に対して理学療法を個別に行った場合	123 単位／回
作業療法	入所者様に対して作業療法を個別に行った場合	123 単位／回
初期入所診療管理	診療計画を策定し、本人様または家族の方へ説明を行う	250 単位／回
医学情報提供(Ⅰ)(Ⅱ)	担当医師より、対処時に病院又は診療所へ照会文書を記入した場合	(Ⅰ) 220 単位／回 (Ⅱ) 290 単位／回
摂食機能療法	摂食機能障害を有する入所者様に対し、30 分以上訓練指導を行った場合	208 単位／回 月に 4 回を限度

(3)介護保険給付対象外のサービス

※利用料金の全額が入所者様のご負担となります。

- ・食費 1 日あたり 1,430 円
- ・居住費 1 日あたり 697 円

・その他の料金（消費税込み金額）

- ①洗濯代 1 日あたり 400 円
- ②日常生活費 1 日あたり 450 円

（内訳：お菓子・お茶・ジュース 150 円、タオル 50 円、教養娯楽費 150 円、レクリエーション費 100 円）

7. 支払方法

毎月 12 日に前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いをお願いします。お支払いが完了しましたら、領収書を発行いたします。

8. 協力医療機関

名称	所在地	診療科
医療法人星野病院	愛知県新城市大野字上野 70 番地 3 (当施設と同一建物内)	内科・循環器科・小児科・外科・ リハビリ科・リウマチ科

9. 協力歯科医療機関

名称	所在地
長篠歯科診療所	愛知県新城市長篠殿藪 3-1
しょうだ歯科	愛知県新城市大野字小林 18 番地

10. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 14:30～19:00 ※日曜・祝日 10:00～11:30 14:30～19:00
外出・外泊	主治医の許可を得た後、指定の届出書により届け出てください。
設備・備品の利用	施設内の療養室や設備・器具は、本来の用法に従って他の入所者様の迷惑にならないようご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂くことがございます。
全館禁煙	院内、敷地内はすべて禁煙となっております。
金銭・貴重品の管理	現金の所持は御遠慮願います。やむを得ない場合は、看護師にご相談ください。なお貴重品は手元に置かないようご留意願います。（貴重品 BOX 等はありません。）

11. 事故発生時の対応について

入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、東三河広域連合、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

12. 非常災害対策

防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的（年2回）に避難・救出等の訓練をおこないます。

13. 要望又は苦情の申出

当施設の提供するサービス内容に関する要望又は苦情等の相談窓口は下記のとおりです。

①星野病院 介護医療院 相談窓口担当 事務長 太田勇人

新城市大野字上野 70 番地 3 TEL0536-32-1515

②東三河広域連合 介護保険課

豊橋市八町通 2 丁目 16 TEL0532-26-8471

③国保連合会 介護福祉室 苦情調査係

名古屋市東区泉 1 丁目 6 番 5 号 TEL052-971-4165

14. 機密の保持

当施設とその職員は、業務上知り得た入所者様又は扶養者様もしくはその家族様等に関する秘密について、入所中は勿論のこと、退所後においても正当な理由なく第三者に漏らすことは有りません。

15. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために、入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止致します。

年 月 日

介護医療院におけるサービス提供の開始にあたり、入所者及び代理人に対して、本書面に基づき重要な事項を説明し交付しました。

【事業者】 所在地 愛知県新城市大野字上野 70 番地 3

名称 医療法人 星野病院

代表者 理事長 星野順一郎 印

施設名 星野病院介護医療院

管理者 星野順一郎 印

説明者 印

年 月 日

私は、本書面により、事業者から介護医療院におけるサービス提供について、重要事項の説明を受け同意しました。

【入所者】 住所

氏名 印

【入所者代理人】 住所

氏名 印 (続柄)

(付則) この規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

- ・ 令和 4 年 10 月 1 日 改訂
- ・ 令和 8 年 4 月 1 日 改訂
- ・ 令和 5 年 8 月 1 日 改訂
- ・ 令和 8 年 6 月 1 日 改訂
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日 改訂
- ・ 令和 6 年 8 月 1 日 改訂
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日 改訂
- ・ 令和 7 年 8 月 1 日 改訂